

調達管理番号：19a01329

国名：ルワンダ

担当部署：経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

案件名：コーヒーバリューチェーン改善プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年5月中旬から20年6月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.63M/M、合計 1.13M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	19日	5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：4月22日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)  
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)  
[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf)  
をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年5月12日(火)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ルワンダ／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

### (1) 参加資格のない社等：

本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

### (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

ルワンダ共和国（以下、ルワンダという）において農業セクターは、経済成長を牽引する主要な産業部門の一つとして位置付けられ、高収益作物の振興が開発課題となっている。特にコーヒー産業は外貨獲得のための主要産業として輸出強化が目指されているものの、市場が求める品質の確保が十分になされていないのが現状である。「コーヒーバリューチェーン改善プロジェクト（以下、本プロジェクトという）」ルワンダ産コーヒーの品質および販売力の向上を支援し、ルワンダ産コーヒーの付加価値を高め同国コーヒー産業の振興に資するものである。

ルワンダにおいて農業は GDP の約 34% を占め、全人口の約 70% が従事する<sup>1</sup>主要産業であるが、バナナ、キャッサバ、イモ等の国内消費用の主食作物生産が大部分を占めている。このためルワンダ政府は国家長期開発計画にて重点目標の一つとして「生産性の高い市場主導の農業」を掲げるとともに、第 4 期農業セクター中期計画 (PSTA4<sup>2</sup>) では「生産性が高く包括的な市場と価値の付加」に取り組むとしている。

コーヒーは国家変革戦略 (NST1<sup>3</sup>) および PSTA4 において、成長潜在性が高く、外貨獲得手段として期待されている商品作物であるが、近年進行している国際競争と価格低迷の中で、産出量の小さいルワンダ産コーヒーが国際市場で勝ち抜いていくための方策を見出す必要がある。

我が国は対ルワンダ国別援助方針（2017 年 4 月）において、「持続的成長の促進（中所得国家への転換）」の基本方針（大目標）のもと、「農業開発（高付加価値化・ビジネス化）」を重点分野（中目標）とし、農業生産性の向上、生産から収穫後処理、流通、販売を包含する農業のビジネス化およびフードバリューチェーンの総合的な改善を支援するとしている。JICA は協力プログラム「高付加価値農業・ビジネス振興プログラム（強化プログラム）」のもと、産業の担い手（農家や加工業者などの小規模経営体）の能力強化に加え、政府組織のキャパビルやインフラ整備など環境整備を支援するとし、コーヒー産業に関する協力を同プログラムにおいて実施している。これまでに、高付加価値化及びバリューチェーン各工程における関係者の能力向上を目的とし

<sup>1</sup> 世界銀行、2013 年

<sup>2</sup> PSTA : the Strategic Plans for Agriculture Transformation

PSTA4 は 2018 年～2024 年を対象としており、主要な取り組みは①整備された環境と対応する機関、②生産性が高く包括的な市場と価値の付加、③農業生産の生産性、多様性、持続性、そして強靱性の向上、④研究、革新そして能力強化の 4 つである。

<sup>3</sup> NST : National Strategy for Transformation

the Vision 2020 達成のための戦略文書。NST1 は 2017 年から 2024 年までを対象としている。

た調査<sup>4</sup>、研修<sup>5</sup>、招へい事業<sup>6</sup>を実施した。さらに、本プロジェクトの先行案件にあたる技術協力プロジェクト「コーヒーバリューチェーン強化プロジェクト（以下、現行プロジェクトという）」（2017年5月～2020年5月）においては、国家農業輸出振興機構（以下、NAEB<sup>7</sup>という）及び西部県パイロット2農協<sup>8</sup>・周辺農協を対象に、コーヒーバリューチェーンの各工程におけるアクター間の調整体制構築および営農技術向上に取り組んでいる。

ルワンダは、現行プロジェクトの成果を活用しつつ、同国コーヒー産業の高付加価値化と持続性向上を実現するために、本プロジェクトを我が国に要請し、採択された。

JICAはこれを受け、詳細計画策定調査を実施することとしており、同調査では、計画枠組み及び実施体制等を整理した上で、プロジェクト内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書署名・交換を行うとともに、事前評価を実施するものである。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、新規プロジェクトの協力企画合意形成のために必要な調査を行う。担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査及び分析を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

なお、具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2020年5月中旬）

- ① 要請背景・内容を把握する。
- ② 当該分野に係る既存の文献、関連報告書、類似する事業等の報告書等の収集・分析・内容把握を行う。また、JICA及び他ドナーによる類似案件の成果、課題、教訓を把握する。
- ③ ルワンダ側関係機関（C/P機関、ルワンダコーヒー輸出協会（CEPAR<sup>9</sup>）等の民間団体、他ドナー、生産者等）に対する事前質問票（案）（英文）と収集すべき資料リスト（案）（英文）を作成する。現地調査前にJICAに提出すること。
- ④ 評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から、プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）素案（和文、英文）、PO（Plan of Operation）素案（和文・英文）及び事業事前評価表（案）（和文）の担当分野関連部分を検討する。その他現地協議用資料等の作成に協力する。

<sup>4</sup> 基礎情報収集・確認調査「コーヒー栽培・流通に関する情報収集・確認調査」（2012年度～2013年度）。生産段階から流通までの包括的な現状の把握を行った。

<sup>5</sup> 課題別研修「コーヒー生産者輸出競争力強化」（2013年度～2015年度）。国家農業輸出振興機構（NAEB）職員が参加した。

<sup>6</sup> NAEB及びルワンダコーヒー輸出・加工協会（CEPAR）関係者を日本へ招へいし、日本国内コーヒー業界関係者と意見交換を行った。

<sup>7</sup> NAEB：National Agricultural Export Development Board  
農業・動物資源省（MINAGRI）傘下。

<sup>8</sup> KOPAKAKI農協（Karongi県）、KOTEMUKAMA（Nyamasheke県）

<sup>9</sup> CEPAR：Coffee Exporters and Processors Association of Rwanda。

ルワンダにおける24つの民間のコーヒー輸出業者から構成される非政府系、非営利系団体。2012年に設立された。

⑤ 調査団内の事前・現地打合せ、対処方針会議に出席する。

(2) 現地業務期間 (2020年5月下旬～6月中旬)

① JICA ルワンダ事務所との事前打ち合わせを行う。

② 他団員と協力し、事前に相手国関係機関等へ配布した事前質問票の回収・分析、相手国関係機関等との協議・ヒアリング及び現地調査に参加し、担当分野に関わる協力計画策定及び事前評価を行うために必要な情報・資料の収集、整理、分析を行う。具体的な情報収集内容は以下のとおり。なお、調査項目は JICA 側と相談すること。また、農家等への調査をする際は、世帯主のみならず、必ず男女双方からニーズ・課題を確認する等ジェンダー配慮すること。

(ア) 要請背景・要請内容及び要請後の政策変化

(イ) ルワンダ農業政策と本プロジェクトの位置づけ

(ウ) MINAGRI、NAEB、RAB の組織体制、要員数・定着率(異動率)、予算、所掌業務、所有施設、(主に関連政府機関の)役割分担の現状及び今後の変更可能性

(エ) ルワンダのコーヒー関係機関の事業内容、規模、今後の事業展開方針及び本プロジェクトとの連携可能性

(オ) ルワンダ国内外における同国産コーヒーの需要、潜在的購入者及び販路

(カ) 関連分野における他ドナーの援助動向及び本プロジェクトとの連携可能性

(キ) 本プロジェクト実施に係る日本側負担事項と先方負担事項

(ク) 事前評価案を作成するにあたり必要となる本案件に関する成果指標の所在、ターゲット層に関する各種基礎データ

(ケ) プロジェクト実施にあたり、リスクとなる事象に関連する情報

(コ) 支援対象地域の社会や家庭内における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題等

③ 他団員と協力し、各面談の議事録を作成する。

④ 調査・協議結果に基づき、本プロジェクトの全体構想(本プロジェクトの協力期間、実施体制、機材供与等 R/D 記載事項)を、JICA の調査団員とともに検討する。

⑤ 調査・協議結果及び相手国関係機関等のコメントを踏まえたうえで、JICA による PDM・PO 案(和文・英文)、及び M/M 案(英文)と R/D 案(英文)の作成に協力する。特に、PDM 案の成果指標の設定について、主担当としての検討及び取りまとめを行う。

⑥ 実施機関に対する R/D 案を含む M/M 案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。

⑦ 評価 5 項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)の観点からプロジェクトを分析し、担当分野に係る 事業事前評価表(案)(和文)を作成する。

⑧ JICA ルワンダ事務所等へ担当分野に係る現地調査結果を報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2020年6月中旬～下旬)

① 帰国報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

② 他団員の協力のもと事業事前評価表(案)(和文)を取りまとめる。

- ③ プロジェクトを巡る状況分析を踏まえ、リスク管理チェックシート作成に係る必要情報を、他団員の協力のもと取りまとめる。
- ④ 担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）（和文）を作成する。その際、担当分野に係る調査結果、PDM の各種指標、指標入手手段の決定過程、設定根拠及び5項目評価結果の詳細について記載する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。次の（１）及び（２）を2020年6月29日までに電子データをもって提出すること。

- （１）担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- （２）事業事前評価表（案）（和文）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- （１）航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、日本⇒ドーハ⇒キガリ⇒ドーハ⇒日本を標準とします。  
日当・宿泊料の積算は以下の2020年度の以下の単価を上限とすること。

## 10. 特記事項

### （１）業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2020年5月25日～2020年6月12日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

#### ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 協力調整（JICA）
- エ) 評価分析（本コンサルタント）

#### ③便宜供与内容

JICALワンダ事務所もしくはプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舎手配  
あり
- ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、

職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICAが必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関訪問の調整について、JICAから連絡先の紹介等の支援を行いますが、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となります。

カ) 執務スペースの提供

JICA ルワンダ事務所内の執務スペース提供

## (2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム (TEL:03-5226-3161) にて配布します。

- ・ 要請書
- ・ 案件概要表

②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。「ルワンダ共和国 コーヒー栽培・流通に関する情報収集・確認調査報告書」  
<https://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000016723>

③本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

## (3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAルワンダ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」  
(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤本業務については新型コロナウイルスの流行の状況やルワンダ政府側の対応次第で渡航時期および業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定致します。

以上